

離着陸に関する特例

制定日 2020年4月1日

(対象)

第1条 航空運送事業者は、やむを得ない事由による 22 時以降翌朝 7 時までの離陸及び着陸については、離陸の場合は直前の福岡空港への着陸に関する着陸料について、着陸の場合は当該着陸に関する着陸料について、それぞれ福岡空港供用規程(以下、「規程」という。)第15条第2項 I の規定により算出される額の3倍の額(ジェット機の場合、具体的には下記①及び②の合計額とする。また、国内航空に従事する航空機については、消費税及び地方消費税を別途加算する。)の着陸料を空港会社に支払わなければならない。但し、空港会社が特別に認めた場合はこの限りではない。なお、本条の規定により算出される着陸料を支払う場合は、規程第 15 条第 2 項 I 及び第 16 条第 2 項又は第 3 項の規定により算出される着陸料の支払いは要しないものとし、且つ当該便については、使用料金算定に関する特例に規定する割引を適用しない。

記

① 「a) 重量比例部分」及び「b) 騒音比例部分」

規程第15条第2項 I .1)a) 及び b) の規定により算出される額の3倍の金額

② 「c) 旅客比例部分」

当該便において有償で運送した旅客数(到着)に対して、1 人当たり 360 円

当該旅客数が、当該便における提供座席数(提供された座席数の合計から無償で運送された旅客数の合計を減じた数とする。以下同じ。)の 10 分の 7 を乗じた座席数(1 席未満は 0 席として計算する。以下同じ。)を超える場合には、その超える旅客数を減じた旅客数とし、それに相当する金額とする。また当該旅客数が、当該便における供給座席数に 10 分の 3 を乗じた座席数を下回る場合には、当該便における提供座席数に 10 分の 3 を乗じた座席数を旅客数とし、それに相当する金額とする。

なお、本特例の対象にならない便の着陸料に関する「c) 旅客比例部分」の算定においては、路線ごとの 1 箇月分の「提供座席数」及び「旅客数」から本特例の対象となる便の「提供座席数」及び「旅客数」を除外するものとする。

(準用)

第2条 本特例については、規程第 15 条第 5 項、第 16 条第 1 項、第 17 条、第 18 条及び使用料金の支払期限に関する規程の規定を準用する。